

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第

4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年9月4日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

校舎廊下天井雨漏り修繕

2 履行（納品）場所

瀬谷区南瀬谷1-1-1 南瀬谷小学校

3 契約日

令和7年5月20日

4 履行日又は履行期間

令和7年8月31日

5 契約金額

594,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市保土ヶ谷区天王町2-42-1

株式会社 鈴木屋根材

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

天井からの雨漏りにより、蛍光灯の周りが腐食して水が伝う状態となった。漏電による火災の発生が懸念されるなど、児童・教職員の安全性を鑑み緊急での修繕を行った。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市一般競争入札有資格者名簿から、対応が可能である業者を選定した。

9 所管

横浜市立南瀬谷小学校